

日常生活用具対象品目一覧表

種目	品目	障害及び程度	性能等	基準額	耐用年数
1 介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	(1) 特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 ②難病患者等で寝たきりの状態にある者 (診断書により必要と認められるもの)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	(2) 特殊マット	原則として3歳以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの ②下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者・児 ③難病患者等で寝たきりの状態にある者 (診断書により必要と認められるもの)	^{じょくそう} 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	(3) 特殊尿器	原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①常時介護を要する者で下肢又は体幹機能障害1級の障害者・児 ②難病患者等で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者・児等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年

	(診断書により必要と認められるもの)			
(4) 入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上のもの)	障害者・児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
(5) 体位変換器	原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの ②難病患者等で寝たきりの状態にある者 (診断書により必要と認められるもの)	障害者・児等又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000	5年
(6) 移動用リフト	原則として3歳以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者・児 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの(診断書により必要と認められるもの)	介護者が重度身体障害者・児等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
(7) 訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(原則	原則として附属のテーブルを付けるもの	33,100	5年

		として3歳以上のもの)			
	(8) 訓練用ベッド	原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの(診断書により必要と認められるもの)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8年
2	自立生活支援用具	(1) 入浴補助用具 原則として3歳以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①下肢又は体幹機能障害者・児であって、入浴に介助を必要とするもの ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者・児等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
	(2) 便器	原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者・児 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、常時介護を要	障害者・児等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年

	するもの（診断書により必要と認められるもの）			
(3) 頭部保護帽	<p>原則として3歳以上のもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①知的障害者・児として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの</p> <p>②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p> <p>③平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者・児で頻繁に転倒するもの</p>	<p>転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの</p> <p>A スポンジ、革を主材料に製作</p> <p>B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作</p>	<p>A 15,656</p> <p>B 37,852</p>	3年
(4) T字状・棒状のつえ	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者・児（原則として3歳以上のもの）</p>	<p>十分な強度を有するもの（夜光材付とした場合は410円、全面夜光材とした場合は1,200円）増しとすること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。</p> <p>A木材 B軽金属</p>	<p>A 2,310</p> <p>B 3,150</p>	3年
(5) 移動・移乗支援用	<p>原則として3歳以上のもので、次のいずれかに</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、</p>	60,000	8年

具	<p>該当するもの</p> <p>①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者・児で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの</p> <p>②難病患者等で下肢が不自由なもの（診断書により必要と認められるもの）</p>	<p>スロープ等であること。</p> <p>ア 障害者・児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
(6) 特殊便器	<p>原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①知的障害者・児として判定され、障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの</p> <p>②上肢障害2級以上の障害者・児</p> <p>③難病患者等で上肢機能に障害があるもの（診断書により必要と認められるもの）</p>	<p>温水温風を出し得るもの及び知的障害者・児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200	8年

<p>(7) 火災警報機</p>	<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難なものみの世帯で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①知的障害者・児として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの</p> <p>②身体障害者手帳等級が2級以上の障害者・児</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	<p>15,500</p>	<p>8年</p>
<p>(8) 自動消火器</p>	<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難なものみの世帯で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①知的障害者・児として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの</p> <p>②身体障害者手帳等級が2級以上の障害者・児</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	<p>28,700</p>	<p>8年</p>
<p>(9) 電磁調理器</p>	<p>①視覚障害2級以上の障害者（視覚障害者のみ）の世帯及びこれ</p>	<p>視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの</p>	<p>41,000</p>	<p>6年</p>

		に準ずる世帯) ②知的障害者・児として判定された障害の程度が重度又は最重度であって原則として18歳以上のもの			
	(10) 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害者・児（原則として学齢児以上のもの）	視覚障害者・児が容易に使用し得るもの	7,000	10年
	(11) 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者・児（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
	(12) 視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の障害者・児（原則として学齢児以上のもの）	ICタグに登録した音声内容を専用機により読み上げる機能を有するものであって、障害者等が容易に使用しうるもの	59,800	6年
3 在 宅 療 養 等 支 援 用 具	(1) 透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の障害者・児で自己連続携行式腹膜灌流法 <small>かんりゅう</small> （CAPD）による透析療法を行うもの（原則として3歳以上のもの）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
	(2) ネブライザー	原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①呼吸器機能障害3級	障害者・児等が容易に使用し得るもの	36,000	5年

	以上の障害者・児 ②難病患者等で呼吸器機能に障害があるもの（診断書により必要と認められるもの）			
(3) 電気式たん吸引器	原則として学齢児以上のもので、次のいずれかに該当するもの ①呼吸器機能障害3級以上の障害者・児 ②難病患者等で呼吸器機能に障害があるもの（診断書により必要と認められるもの）	障害者・児等が容易に使用し得るもの	56,400	5年
(4) 酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
(5) 視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の障害者・児（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則として学齢児以上のもの）	視覚障害者・児が容易に使用し得るもの	9,000	5年
(6) 視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の障害者・児（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則として学齢児以上のもの）	視覚障害者・児が容易に使用し得るもの	18,000	5年
(7) 動脈血中酸素飽和度測定器	①呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上で人工呼	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、	157,500	5年

	(パルスオキシメーター)	吸器を装着するもの ②難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの(診断書により必要と認められるもの)	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの		
4 情報・意思疎通支援用具	(1) 携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由障害者・児であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上のもの)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者・児が容易に使用し得るもの	98,800	5年
	(2) 情報・通信支援用具	視覚、上肢又は乳幼児以前の非進行性の脳原病変による運動機能上肢障害2級以上の障害者・児(原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの)	情報機器(パーソナルコンピュータ等)を使用するに当たり、障害があることにより必要となる周辺機器及びソフト等	150,000	6年
	(3) 点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年
	(4) 点字器	視覚障害2級以上の障害者・児(原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの)	視覚障害者・児が容易に使用し得るもの A標準型 32マス18行 両面書真鍮板製 B標準型 32マス18	A 10,712 B 6,798 C 7,416	7年 5年

		行 両面書プラスチック 製 C携帯用 32マス4 行 片面書アルミニュー ム製 D携帯用 32マス12 行 片面書プラスチック 製	D 1,699	
(5) 点字タ イプライタ ー	視覚障害2級以上の障 害者・児（原則として就 学若しくは就労している か又は就労が見込まれる もの)	視覚障害者・児が容 易に操作できるもの	63,100	5年
(6) 視覚障 害者用ポー ダブルレコ ーダー	視覚障害2級以上の障 害者・児（原則として学 齢児以上のもの)	音声等により操作ボ タンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式 による録音及び当該方 式により記録された図 書の再生が可能な製品 であって、視覚障害 者・児が容易に使用し 得るもの	89,800	6年
(7) 視覚障 害者用活字 文書読上げ 装置	視覚障害2級以上の障 害者・児（原則として学 齢児以上のもの)	文字情報と同一紙面 上に記載された当該文 字情報を暗号化した情 報を読み取り、音声信 号に変換して出力する 機能を有するもので、	115,000	6年

		視覚障害者・児が容易に使用し得るもの		
(8) 視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢期以上のもの（ただし、音声読書器の場合は視覚障害2級以上に限る。）	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの（音声読書器の機能があるものも給付の対象とする。）	198,000	8年
(9) 視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害者・児（原則として学齢児以上のもの）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	視覚障害者・児が容易に使用し得るもの A 触読 B 音声	A 10,300 B 13,300	10年
(10) 聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者・児が容易に使用できるもの	71,000	5年
(11) 聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者・児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を	88,900	6年

			有し、かつ、災害時の聴覚障害者・児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者・児が容易に使用し得るもの		
	(12) 人工喉頭	音声機能及び言語機能障害者・児で、喉頭摘出したもの	<p>A 笛式 呼気によりゴム膜等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもので気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとする。</p> <p>B 電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもので価格は電池又は充電器を含むものとする。</p>	<p>A 5,150</p> <p>B 72,203</p>	<p>A 4年</p> <p>B 5年</p>
	(13) 点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児	点字により作成された、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く図書	—	—
	(14) 人工内耳用電池	人工内耳埋め込み手術を受けている聴覚障害者・児	人工内耳用電池で充電器を除く	2,500	1 箇月
5 排 泄	(1) ストーマ装具	直腸機能又はぼうこう機能の障害者・児	皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもので、価格は1箇所当り	<p>A 8,858</p> <p>B</p>	1 箇月

管 理			の月額である。 A蓄便袋 B蓄尿袋	11,639	
支 援 用 具	(2) 紙おむ つ等	<p>①治療によって、軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマ変形のためストーマ用装具を装着することができない者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>②先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>④脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を</p>	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,000	1 箇月

		必要とするもの			
	(3) 収尿器	脊椎損傷等による下肢機能障害等の随伴障害として神経因性ぼうこうによる排尿のコントロールが困難な者	A普通型 B簡易型 男性用A・Bは採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとし、ラテックス製又はゴム製とする。女性用Aは耐久性ゴム製採尿袋を有するものとし、Bはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のものとする。	男性用 A 7,931 B 5,871 女性用 A 8,755 B 6,077	1年
6	(1) 居宅生活動作補助用具	学齢児以上のものであって次のいずれかに該当するもの ①下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有するものであって障害程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの） ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの（診断書に	障害者・児等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 対象となる住宅改修の範囲は次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え	200,000—	—

		より必要と認められるもの)	(5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		
--	--	---------------	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。